

令和8年9月18日

記者発表配付資料

- 令和8年9月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和8年9月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和8年9月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和8年度9月補正予算（案）の概要
 - ・ 今後の財政収支の見通しについて（参考）
- 高知県若者県内転職支援拠点「キャリアカフェこうち」の開設について

令和8年9月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 35件

令和8年度補正予算	-----	2件
条例その他議案	-----	10件
報告議案	-----	23件

1 令和8年度補正予算 ----- 2件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	3,575,219千円	513,712,751千円
特別会計	(財源更正)	297,695,831千円

2 条例その他議案 ----- 10件

条例議案	-----	4件
その他議案	-----	6件

3 報告議案 ----- 23件

決算報告	-----	23件
------	-------	-----

令和 8 年 9 月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 令和 8 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和 8 年度高知県災害救助基金特別会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 3 号 高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例議案
- 第 4 号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県が当事者である調停における和解の合意に関する議案
- 第 8 号 権利の放棄に関する議案
- 第 9 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 第 10 号 こうち動物愛護センター（仮称）建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 11 号 令和 7 年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 12 号 令和 7 年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

○ 報 告

- 報第 1 号 令和 7 年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 令和 7 年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 令和 7 年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 令和 7 年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 令和 7 年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 令和 7 年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 令和 7 年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 令和 7 年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 令和 7 年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 10 号 令和 7 年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第 11 号 令和 7 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第 12 号 令和 7 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 13 号 令和 7 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

報第 14 号	令和 7 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 15 号	令和 7 年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
報第 16 号	令和 7 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 17 号	令和 7 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 18 号	令和 7 年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
報第 19 号	令和 7 年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
報第 20 号	令和 7 年度高知県流域下水道事業会計決算
報第 21 号	令和 7 年度高知県電気事業会計決算
報第 22 号	令和 7 年度高知県工業用水道事業会計決算
報第 23 号	令和 7 年度高知県病院事業会計決算

令和8年9月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 3 号 高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例議案

(子ども家庭課)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正されることを考慮し、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めようとするもの

第 4 号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正に伴い、同法及び同令の引用規定の整理をしようとするもの

第 5 号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

(医療政策課)

医療法施行令（昭和23年政令第326号）が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理をしようとするもの

第 6 号 高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の一部を改正する条例議案

(木材産業振興課)

環境不動産の建築の促進を図るため、高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の有効期限を5年間延長するとともに、条例の失効の日以前に知事の認定を受けた環境不動産について、当該環境不動産の取得に対して課する不動産取得税を免除することができるよう必要な改正をしようとするもの

第 7 号 高知県が当事者である調停における和解の合意に関する議案

(水産業振興課)

平成29年4月11日にエスイー ヴィクトリー コーポレーションが所有する貨物船シアラ エンタープライズ号が県が設置している表層型鋼製浮魚礁土佐黒潮牧場八号に接触し、係留環、マスト部、GPS機器、太陽光パネル、情報伝送機器等に損傷を与えたことに伴い、同社に対して事故調査費、応急修繕費、浮体再設置工事費等に係る損害賠償金及び弁護士費用を請求したものの支払がされないため、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国所在のロンドン海事仲裁人協会による手続にのっ

とり、同協会に対して仲裁を申し立てていたところ、同社から調停の提案があり、当該調停の場において同社から提示された和解金額案について検討した結果、当該案は妥当なものであると認められるので、これに合意することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 8 号 権利の放棄に関する議案

（技術管理課）

委託契約に基づく違約金及び賠償金に係る債権の回収が不能であるため、当該債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 9 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案

（高等学校課）

高知県立室戸高等学校ほか45校及び高知県教育委員会事務局に配置する教学機器を予定金額862,468,200円で、高知市比島町二丁目4番33号四国通建・エレパ共同企業体から買入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 10 号 こうち動物愛護センター（仮称）建築主体工事請負契約の締結に関する議案

（薬務衛生課）

こうち動物愛護センター（仮称）建築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1）工事名
こうち動物愛護センター（仮称）建築主体工事
- （2）契約の方法
一般競争入札
- （3）契約金額
876,700,000円
- （4）契約の相手方
高知市高須一丁目7番26号
小松・有生特定建設工事共同企業体
- （5）完成期限
令和9年9月5日

第 11 号 令和7年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

(電気工水課)

令和7年度高知県電気事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 12 号 令和7年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

(電気工水課)

令和7年度高知県工業用水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

報第 1 号～報第 19 号 令和7年度高知県一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算

報第 20 号 令和7年度高知県流域下水道事業会計決算

(公園上下水道課)

報第 21 号 令和7年度高知県電気事業会計決算

(電気工水課)

報第 22 号 令和7年度高知県工業用水道事業会計決算

(電気工水課)

報第 23 号 令和7年度高知県病院事業会計決算

(県立病院課)

高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の制定について

令和8年9月議会
子ども家庭課

条例制定の趣旨等

- 虐待などの理由により、子どもを一時的に保護する先として、**一時保護施設**（児童相談所自身が保護）と**一時保護委託**（児童相談所が他機関に保護を委託する）がある。
- 一時保護施設については令和4年の児童福祉法（以下「法」という。）の改正によりその基準が設けられた一方、一時保護委託の場合は明確な基準がなく、委託先の質の確保が課題となっていたことから、令和7年の法改正により一時保護委託先の登録についての基準が設けられることとなった。
- 法改正により、内閣府令で定める者（児童養護施設など）以外に一時保護を委託をする場合は、事前にその委託先を登録することが必要となったが、その登録基準は国の基準を踏まえて条例で規定することとされているため、新たに条例を制定するもの。

施行日：公布の日

一時保護と一時保護委託

	一時保護	一時保護委託
一時保護とは	➤ 親の急病、虐待、非行などの理由で、緊急措置として一時的に子どもを保護すること。	
内容	➤ 児童相談所自らが子どもの保護を行うもの。	➤ 児童相談所が他の機関に子どもの保護を委託するもの。 【委託する理由】一時保護施設の満員、年齢・障害特性への配慮など。
施設	➤ 一時保護施設	➤ 委託先（児童養護施設、乳児院、病院、障害児入所施設など）
施設等に関する基準	➤ 国基準 & 県の条例（高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例）	➤ 無し ⇒ 国基準 & 県の条例

今回、新たに制定

基準条例の構造

- ◆ 一時保護委託者の登録等に関する基準については、国が**基準府令に、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準等」を規定**
- ◆ 本条例案には、**基準府令の「従うべき基準等」に該当する部分は「基準府令で定める基準の例による」と記載し、県独自基準はその内容を明記**（本県における一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例においても同様に記載）

一時保護委託者の登録等に関する基準は、
この条例で定めるものを除くほか、基準府令で定める基準の例による。

県独自基準

- ◆ **非常災害対策（第4条）**
 - ✓ 防災対策マニュアルの策定、点検、見直し
 - ✓ 非常災害時の連絡体制の整備
 - ✓ 上記事項の定期的な職員等への周知
- ◆ **県内産農林水産物等の使用（第5条）**
 - ✓ 食事の提供の際の県内産の積極使用
- ◆ **暴力団の排除（第6条）**
 - ✓ 設置者等が暴力団等でないこと
 - ✓ 設置者等が暴力団等との関係を持たないこと
 - ✓ 暴力団等の施設運営への関与禁止

主な基準

- ◆ **児童の権利の制限、擁護に関する事項**
 - ✓ 正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない
 - ✓ 入所する児童の意見又は意向を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない 等
- ◆ **設備の基準**
 - ✓ 採光、換気等、児童の保健衛生及び児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること
 - ✓ 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること
 - ✓ 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること 等
- ◆ **職員の一般的要件、夜間の職員配置に関する事項**
 - ✓ 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者
 - ✓ 夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制を整備しなければならない



制度概要

- 脱炭素社会の実現等に資する、木造化・木質化された非住宅建築物や4階建て以上の住宅を「高知県環境不動産」として認定。
- 高知県環境不動産の認定を受けた場合、不動産取得税の免除等の優遇措置が受けられる。

県産木材の
需要拡大

現状と成果

■R6年度末の1棟を皮切りにR7年度末までに3棟の物件を認定。当面は、年間2棟程度の認定が見込まれる。

■完成物件を活用した研修会の開催やメディアでの紹介等により、環境価値の高い建築物の建設への理解が広まり、県産木材の利用拡大に寄与。

【認定見込みについて】

- R8年度…2件（児童養護施設、県有施設）
- R9年度…2件（事務所、県有施設）

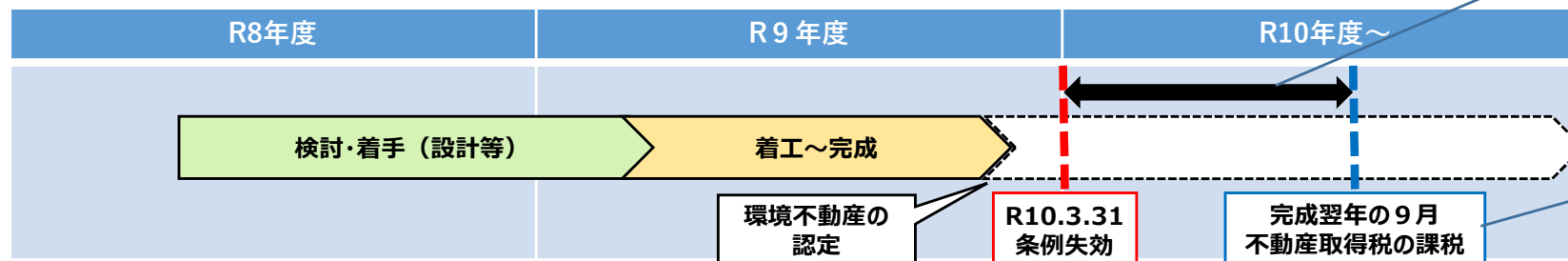


課 題

- 条例の有効期限内に着手し、完成が条例失効後になった場合、環境不動産の認定が受けられない。
- 条例の有効期限内に完成し、環境不動産の認定を受けたとしても、新築建物の不動産取得税の課税は、通常、建物が完成した翌年9月に行われるため、課税時に条例が失効している場合、不動産取得税の免除が受けられない。

⇒ 引き続き環境価値の高い建築物を普及するため、R8.9月議会での条例の改正が必要。

建物の完成から不動産取得税の課税まではタイムラグがあるため、環境不動産の認定を受けても、課税までの間に条例が失効していると課税免除が受けられない



対 応

- 条例の有効期限を延長する(令和10年3月31日まで⇒令和15年3月31日まで)とともに、有効期限内に認定を受けた物件は、不動産取得税の免除の対象とする経過措置を追加する。

施行日

公布の日

1. 概要

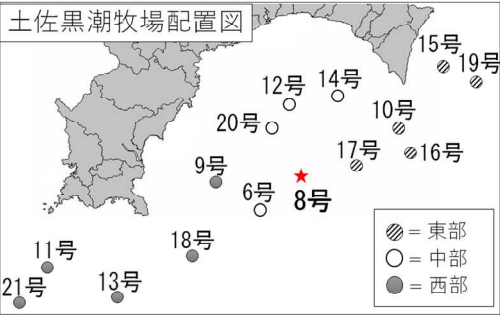
○平成29年4月にパナマ法人所有の貨物船が土佐黒潮牧場8号に衝突し損傷させたことに伴い、損害賠償と仲裁にかかる費用約2億円の支払いを求めて、ロンドン海事仲裁人協会での仲裁手続を開始（R5.3）

○相手方からこのまま仲裁を継続するとさらに大幅な時間と費用がかかることを懸念して「調停」による解決の提案があり、県は、「調停での解決を目指すことが有益」との委任弁護士の見解等を踏まえて、調停での解決に移行（R8.4）

○ロンドンでの調停において、相手方が高知県に1.6億円を支払うことで合意（R8.8、ただし、議会の議決を得ることを条件としている）

○この合意を正式に成立させるには、地方自治法（第96条第1項12号の「和解」に該当）に基づく県議会の議決を頂く必要があることから、今回議案として提出

※『「調停」とは、「仲裁」の一環として、双方の合意に基づき紛争を解決する手段（調停の利点：短期間・低費用）』



2. 相手方の主張とそれに対する本県の主張

相手方

- （１）衝突したことは認めるが、原因は高知県が黒牧 8 号の設置位置を十分周知していなかったことであり、貨物船に責任はない
- （２）衝突と無線システム損傷との因果関係が証明されていないなど、浮体の交換を正当化する理由が示されていない

本県

- （１）設置位置は海上保安庁の航行警報等によって船舶に対して適切に周知。また、黒牧は灯火を備えた大きな静止物体であり、適切な見張りが維持されていれば避けるのは容易
- （２）無線機器全損と溶接部割れからの浸水のおそれにより、耐用年数期間の使用を保証できないとの浮体メーカーの見解・勧告に従って浮体を交換

3. 調停の結果

（１）交渉条件

- ・県の委任弁護士が調停で許容できると考えていた範囲は、賠償金約1.2億円～約1.5億円（請求額（現状復旧工事費B）の55～70%）

（２）結果

- ・R8年8月、ロンドンでの調停において、相手方が県に賠償金1.6億円（請求額の約75%）を支払うことで合意（※議会での議決が条件）

（３）委任弁護士の評価・意見

- ・「1.6億円での和解」は当方勝訴の結果といって差し支えない（相手方当初提示額1400万円の10倍以上）
- ・仲裁継続の場合の追加費用等を勘案すると、高知県は調停の合意案を受け入れるのが合理的

○相手方の膨大な追加資料要求とそれに基づく専門家会議の追加開催等により、R6年2月議会時に説明したスケジュール（R7年3月までに仲裁判断が出る見込み）から長期化し、仲裁費用が増加

○調停に合意しなかった場合、現時点でR9年3月に見込んでいた仲裁判断がさらに長引き、仲裁費用もさらに増加する恐れ

（４）県の最終負担額

・約1.47億円+α ※10月以降に確定見込み

項目			金額
支出	黒牧 8 号の 復旧費用 (確定)	応急修繕費等 A	約0.17億円
		現状復旧工事費 B	約1.91億円
		小計	約2.08億円
	仲裁関係 費用等	R7までの実績額	・ 法廷弁護士の報酬 ・ 専門家の報酬 ・ 仲裁人の報酬 等 } 約0.54億円
		R8費用（見込み）	・ 英国事務弁護士の成功報酬 約0.45億円 ・ 専門家の報酬 ・ 調停関係費用 ・ 委任弁護士の成功報酬 等 } + α (未確定)
		小計	約0.99億円 + α
		合計 ①	約3.07億円 + α
	収入	賠償金②	1.60億円
	県最終負担額①－②		約1.47億円 + α

※調停の場合、それぞれの仲裁費用は相手方に求めない

概要

- 県発注の地質調査業務における談合事案の賠償金等に係る債権を放棄することについて、地方自治法の規定により議決を求めるもの。
※債権放棄をする額が、高知県債権管理条例に基づき放棄できる500万円を超えるため、地方自治法の規定により議決が必要
- 令和8年6月に債務者の破産手続が終了し、今後の回収が不能となったため、債権を放棄する。

経過

R4.10.25	公正取引委員会が県内の地質調査業務を請け負う測量会社等14者に立ち入り検査を実施
R5.9.28	公正取引委員会が14者を独占禁止法違反行為者として認定し、排除措置命令または課徴金納付命令を発出
R5.10.6	県から14者に対する指名停止措置 ※指名停止期間：R5.8.16 ※ ～R6.8.15（1年間）
R6.3.29	公正取引委員会による排除措置命令等が確定
R6.6.7	県から13者に対して地質調査業務に係る賠償金及び違約金を請求（納期限：R6.7.31） ※14者のうち1者は県との契約案件無し
R6.7月末	13者のうち、11者が納期限までに賠償金及び違約金を納付

債務者の概要等

債務者の概要			残債権の状況					
債務者	(株)種田工務		所管課	賠償金・違約金	配当額	残額	遅延利息	債権放棄する額
所在地	高知市農人町2-3		技術管理課	46,944,200	19,338,394	27,605,806	2,900,300	30,506,106
現況等	R6.8月	債務者の代理人弁護士から県に対し破産についての連絡	河川課	5,482,512	2,258,490	3,224,022	381,646	3,605,668
	R7.2月	高知地方裁判所から破産手続開始通知書を受領	港湾・海岸課	6,998,264	2,882,896	4,115,368	456,164	4,571,532
	R7.12月	債務者の不動産等の換価終了	農業基盤課	2,894,760	1,192,480	1,702,280	201,508	1,903,788
	R8.5月	配当額（25,944,144 円）を受入れ	漁港漁場課	660,000	271,884	388,116	43,020	431,136
	R8.6月	破産手続終結 R8.6.12 付け法人登記の閉鎖を確認	(計)	62,979,736	25,944,144	37,035,592	3,982,638	41,018,230

500万円超のため
議決が必要

500万円以下のため、
債権管理推進部に
諮ったうえで、条例に
基づき債権放棄する予定。

※遅延利息の額：技術管理課はR8.10.20現在、その他はR9.3.31現在

その他

- 賠償金及び違約金が現時点で未納付の他の1者については、現在、代理人弁護士が破産手続開始の申し立てに向け対応中

概要

- 県立学校生徒用の1人1台端末12,156台（令和3年度取得）が耐用年数を迎えるため、更新する。
- 県有財産（教学機器）の取得について、地方自治法及び高知県財産条例の規定により議決を求めるもの。

※予定価格7,000万円以上の動産の買入に該当



発注内容等

機器名・数量	県立学校生徒用1人1台端末 12,156台
配置先	48か所 ・県立高等学校33校（本校31校、分校2校） ・県立特別支援学校13校（本校7校、分校6校） ・高等学校課、特別支援教育課
契約の相手方	四国通建・エレパ共同企業体 （高知市比島町二丁目4番33号）
契約方法	一般競争入札
契約予定金額	862,468,200円（税込）（落札率：98.5%）
入札参加者	1者
納入期限	令和9年3月31日
財源	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国） ※国費100%充当



活用例

- 教員の質問に対し、生徒がタブレットで回答を入力し、様々な意見を共有する。
- グループでの調査や発表でスライドを共同編集し、協働性を育む。
- タブレットで授業の振り返りを入力し、クラス内で共有することで、生徒同士が学び合い、理解を深める。

授業風景



概要

➤ **こうち動物愛護センター（仮称）建築主体工事**を施行するための**請負契約の締結**について、**地方自治法**及び**高知県契約条例**の規定により**議決**を求めるもの。
※予定価格5億円以上の工事の請負に該当

整備概要等

施設概要

整備の目的	昭和56年に高知県が整備し、高知市と共同運営している中央小動物管理センターは、老朽化が進んでおり、敷地が狭隘であるなどの理由から、動物の命をつなぐ施設として更なる機能の充実を図るため、当該施設を移転し、動物行政を総合的に推進する拠点としてこうち動物愛護センター（仮称）を整備する。
整備地	高知市高須字佐右衛門塩田南ノ丸379番11 他
敷地面積	3,022.46㎡（駐車場、運動場等の附帯施設・設備含む）
主な設備	犬猫マッチングルーム、保護室、グルーミング室、譲渡室、犬用運動場、多目的ホール など
収容頭数	犬：35頭 → 55頭 、猫：12頭 → 35頭
管理運営	県と高知市が共同で管理・運営
開所時期	令和9年秋頃（予定）

位置図



完成イメージ図



契約等の概要

契約等の概要	入札方法	一般競争入札（総合評価方式）	契約日（予定）	令和8年10月20日
	応札業者	8 者	完成期限（予定）	令和9年9月5日
	落札者	小松・ ^{ゆづりょう} 有生特定建設工事共同企業体	落札金額（税込）	876,700,000円（落札率：93.2%）

施設概要等

➤ **施設の新設や機能強化により、動物の適正飼養の普及啓発や命をつなぐ取組の強化につなげる。**

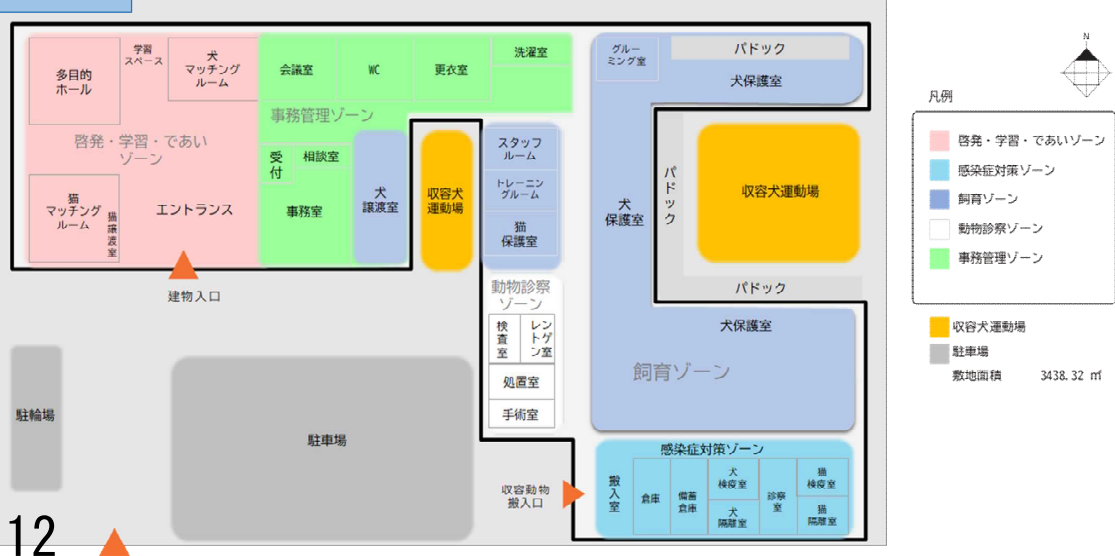
1 人員体制の強化（案）

- 獣医師の随時対応から常駐体制へ移行し、動物の健康面・医療面の双方における体制を強化。
- 県・市の職員を常駐化し、命を繋ぐマッチング活動や動物愛護の普及啓発の取組を強化。

2 施設機能の強化

施設例	区分	内容
犬猫マッチングルーム	新設	スムーズに譲渡を行うことができるよう、家庭環境に近い空間として整備し、里親希望者とのマッチングや譲渡相談を行う。
猫保護室	機能強化	従来の1段ケージから、猫が本来もつ上下運動の特性に配慮した2段又は3段ケージを備え、猫が落ち着いて過ごせる環境として整備。
犬保護室	機能強化	従来の多頭収容犬舎から、原則として個室犬舎とし、犬同士が過度に対面しない落ち着いた配置とすることで、刺激やストレスの軽減に配慮するとともに、各個室には半屋外のパドックを設け、室内と屋外を行き来できる構造とすることで、犬が落ち着いて過ごせる環境として整備。
犬用運動場	新設	芝や土の地面、遊具を備えることで、走る・掘る・においを嗅ぐといった犬本来の行動ができ、個々の性格に応じた遊びや運動ができる環境として整備。
多目的ホール	新設	動物愛護の普及啓発や各種研修の場として活用する。（70人程度収容可）

配置図



令和7年度高知県電気事業及び工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、毎事業年度生じた利益の処分について、県議会の議決を求めるもの（平成23年度決算より）

◆未処分利益剰余金の推移

電気事業

（単位：円）

決算年度	未処分利益剰余金	処分内容				
		減債積立金	中小水力発電 開発改良積立金	地域振興積立金	資本金への組入れ	翌年度繰越
5	463,451,572	22,000,000	387,651,511	20,000,000	33,800,061	0
6	531,323,858	22,000,000	454,859,444	20,000,000	34,464,414	0
7	589,128,533	22,000,000	524,352,243	20,000,000	22,776,290	0

工業用水道事業

（単位：円）

決算年度	未処分利益剰余金	処分内容			
		減債積立金	建設改良積立金	資本金への組入れ	翌年度繰越
5	77,016,380	22,000,000	27,030,860	22,065,662	5,919,858
6	79,134,612	28,216,397	0	44,955,062	5,963,153
7	78,254,264	0	23,656,151	50,848,993	3,749,120

◆処分金額の決定方法

- (1) 資本金への組入れ
減債積立金を取崩して企業債を償還した場合や建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合に、その使用相当額を資本金に組み入れる。
- (2) 減債積立金
企業債償還の財源に充てるための積立金。減債積立金計画に基づき積み立て。（工水事業は積み立てが完了したため0円）
- (3) 地域振興積立金（電気事業のみ）
再生可能エネルギーの導入促進や環境保全などを通じて地域の産業振興に寄与することを目的に、H22～H26年度までの5年間で積み立てを行い執行してきたが、再度R6～R10年度で積み立て。
- (4) 翌年度繰越 ※R7年度は工業用水道事業のみ
次年度の損益収支予算が赤字見込みとなる場合に、資本金への組入れ及び積立計画に基づく減債積立金などの積み立てを行い、残額を繰越利益剰余金として翌年度に繰越。
- (5) 中小水力発電開発改良及び建設改良積立金
建設改良工事等に充てるための積立金。未処分利益剰余金から上記(1)～(4)を除いた残額を積み立て。

◆参考

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）

（剰余金の処分等）

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

令和8年度 9月補正予算（案）の概要



令和8年9月
高知県総務部財政課

目指すべき高知県像の実現に向け、必要な施策を着実に実施するための予算を計上

① 大河ドラマ「ジョン万」を生かした観光博覧会の推進 50,080千円

〔実施内容〕 市町村等が行う受入環境の整備や消費拡大につながる取組を支援

② 高校教育改革のパイロットケースを創出するため、拠点校における先導的な取組を推進 596,808千円
債務負担行為額 311,003千円

〔実施内容〕 施設整備に係る基本設計・実施設計、取組の伴走支援等

③ 国費の内示状況を踏まえ、インフラ整備に係る事業費を追加 2,084,532千円

〔対象事業〕 港湾・海岸、道路、砂防、都市計画、河川

※ 公共事業について、国から示される内示額と当初予算額との差額を増額補正するもの

その他

○ 中東情勢の変化による資材高騰等に対応し、高知龍馬空港の工事費を増額 296,039千円

○ 国の交付金を活用し、県と市町村による公的備蓄物資の共同調達を実施 120,004千円

○ 県独自の学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の運用保守契約を更新 債務負担行為額 213,321千円

9月補正予算（案）の全体像

歳入

(単位 千円、%)

区 分	令 和 8 年 度			前年度9月補正後	前年度9月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 一 般 財 源	354,214,772	360,870	354,575,642	327,745,055	8.2
県 税	71,344,386		71,344,386	70,918,454	0.6
地方消費税等清算金	43,088,735		43,088,735	38,439,057	12.1
地 方 譲 与 税	17,582,661		17,582,661	16,896,994	4.1
地 方 交 付 税 等	194,497,190		194,497,190	181,259,000	7.3
財 調 基 金 取 崩 ア	10,328,452		10,328,452	7,169,019	44.1
そ の 他	17,373,348	360,870	17,734,218	13,062,531	35.8
(2) 特 定 財 源	155,922,760	3,214,349	159,137,109	149,883,490	6.2
国 庫 支 出 金	76,614,694	1,679,213	78,293,907	68,858,695	13.7
県 債	47,118,000	1,190,300	48,308,300	47,851,300	1.0
(うち行政改革推進債) イ	(2,000,000)		(2,000,000)	(3,000,000)	(△ 33.3)
減債基金（ルール外分）等 ウ	3,275,168		3,275,168	3,392,890	△ 3.5
そ の 他	28,914,898	344,836	29,259,734	29,780,605	△ 1.7
総計 (1)+(2)	510,137,532	3,575,219	513,712,751	477,628,545	7.6

財源不足額(ア+イ+ウ再掲)	15,603,620		15,603,620	13,561,909	15.1
----------------	------------	--	------------	------------	------

(単位 千円、%)

歳出

区 分	令 和 8 年 度			前年度9月補正後	前年度9月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 一 般 行 政 経 費 等	414,440,953	743,726	415,184,679	384,480,729	8.0
人 件 費	116,238,113	21,280	116,259,393	110,534,214	5.2
扶 助 費	13,078,898		13,078,898	12,377,761	5.7
公 債 費 (※)	75,008,607		75,008,607	69,270,901	8.3
そ の 他	210,115,335	722,446	210,837,781	192,297,853	9.6
(2) 投 資 的 経 費	95,696,579	2,831,493	98,528,072	93,147,816	5.8
(補助)普通建設事業費	55,055,138	2,241,608	57,296,746	55,179,306	3.8
(単独)普通建設事業費	34,130,040	348,440	34,478,480	31,478,766	9.5
災 害 復 旧 事 業 費	6,511,401	241,445	6,752,846	6,489,744	4.1
総計 (1)+(2)	510,137,532	3,575,219	513,712,751	477,628,545	7.6

(※) 公債費は、減債基金への積立てを考慮した金額としている。

大河ドラマ「ジョン万」関連・高校教育改革の推進

大河ドラマ「ジョン万」関連

新 ① 博覧会受入環境等整備支援事業費補助金 50,080千円 [地域観光課]

大河ドラマ「ジョン万」による誘客効果を県内全域に波及させるため、市町村等が行う受入環境の整備や消費拡大につながる取組を支援

補助先：市町村、一部事務組合又は広域連合
補助率：1/2以内（集客力や収益性を高める取組等については2/3以内）
補助内容：ジョン万次郎ゆかりの地や歴史文化施設等の観光拠点の整備、観光資源の磨き上げ、周遊促進等の取組を総合的に支援

新 ② 日米草の根交流サミット事業負担金 【債務負担(R9)】 8,464千円 [国際交流課]

ジョン万次郎の生誕200年を記念し、本県で開催される「第34回日米草の根交流サミット2027高知大会 ※」に要する経費を負担

※ジョン万次郎とホイットフィールド船長との友情を原点に両国で毎年交互に開催されている約1週間の交流イベント。高知県での開催は16年ぶり2回目。



負担先：日米草の根交流サミット高知大会実行委員会
開催日時：令和9年5月25日～31日（予定）

新 ③ 足摺宇和海国立公園遊歩道設計委託料 4,994千円 [自然共生課]

足摺岬展望台付近の遊歩道について、ユニバーサルデザインに対応するための整備に係る設計を実施

委託先：設計事業者
契約期間：令和8年10月～令和9年3月
委託内容：遊歩道整備の設計



高校教育改革の推進

① 高校教育改革のパイロットケース創出 145,652千円 【債務負担(R9)】 311,003千円 [高等学校課、高等学校振興課]

新 (1) 高等学校施設改修設計等委託料 【債務負担(R9)】 311,003千円

高校教育改革を先導する拠点校の施設整備に係る設計等を実施

委託先：民間事業者
委託内容：施設整備に係る基本設計、実施設計等
拠点校：高知農業高校、高知丸の内高校、高知小津高校、高知東高校

新 (2) 高等学校等教育改革促進支援委託料 5,415千円

拠点校の取組を推進するため、アドバイザー等による伴走支援を実施

委託先：民間事業者
委託内容：高等学校等教育改革促進事業の伴走支援

拡 (3) デジタル人材育成事業委託料 6,754千円

拠点校の1つである高知小津高校を含む県内のデジタル人材・理系人材の育成に向けたプログラミング研修を実施

委託先：民間事業者
委託内容：プログラミング研修に係る運営など



新 (4) 高等学校等教育改革促進事業（事務費等） 133,483千円

拠点校の取組を推進するため、コーディネーターの配置等、必要となる人件費や事務費等を計上

新 ② 高等学校等教育改革促進基金積立金 451,156千円 [高等学校振興課]

高校教育改革を先導する拠点校のパイロットケースを創出し、取組・成果を県内の高校に共有・普及するために必要となる事業費を積み立て

基金名称：高等学校等教育改革促進基金
運用期間：令和8年度～令和10年度

インフラ整備の加速・その他の主な事業

インフラ整備の加速

拡 国費の内示状況を踏まえたインフラ整備に係る事業費の追加
2,084,532千円
[港湾・海岸課ほか]

(1) 港湾・海岸事業 1,033,200千円

港湾の防波堤整備や、海岸の侵食・高潮・高波対策のための海岸保全施設の整備を推進

- ・港湾・・・高知港(高知市)ほか7港
- ・海岸・・・岩戸海岸(室戸市)ほか3海岸



高知港 (高知市)

(2) 道路事業 460,836千円

産業振興を支援する道路整備のほか、防災・減災対策を推進

- ・国道439号(大豊町)ほか3箇所
- ・橋梁長寿命化対策(香南市)



国道439号 川井拡幅工区
(大豊町)

(3) 砂防事業 264,471千円

防災上重要な施設を土砂災害から保全するための砂防関係施設の整備を推進

- ・マキ谷川(四万十市)ほか10箇所



都市計画道路 高知南国線
(南国市)

(4) 都市計画事業 208,725千円

幹線道路ネットワークや歩行空間を確保するための都市計画道路の整備を推進

- ・高知南国線(南国市)ほか4路線

(5) 河川事業 117,300千円

河川の堤防や水門の地震・津波対策を推進

- ・久安川(高知市)ほか3箇所



久安川 (高知市)

その他の主な事業

拡 ① 高知龍馬空港施設整備工事請負費 **296,039千円**
[交通運輸政策課]

高知空港国際線ターミナルビルの工事費用について、中東情勢の変化による資材価格高騰等に伴い増額

建築費：約36.8億円⇒約39.8億円
工事期間：R7.10月～R9.3月予定



新 ② 県及び市町村の公的備蓄の共同調達 **120,004千円**
[南海トラフ地震対策課]

県と市町村が連携し、公的備蓄物資の共同調達を実施

調達品目：飲料水、食料、毛布

※県購入分53,380千円は、災害救助基金特別会計(地域福祉政策課所管)の財源振替により対応

拡 ③ 四国新幹線整備促進期成会負担金 **3,500千円**
[交通運輸政策課]

新幹線の「基本計画路線に係るケーススタディ」を国と共同で実施するにあたり必要な経費を負担

調査内容：ルート、輸送需要、概算事業費、投資効果等の検討・推計を実施
負担先：四国新幹線整備促進期成会

新 ④ 介護支援専門員等補助者同行支援補助金 **3,165千円**
[長寿社会課]

介護支援専門員や訪問介護員の安全確保のため、複数人による訪問を行った際に生じるかかり増し経費を支援

補助先：市町村
補助率：定額(3,000円/回)



⑤ 学習支援プラットフォーム運用保守等委託料
【債務負担(R9～R10) 213,321千円】 [教育政策課]

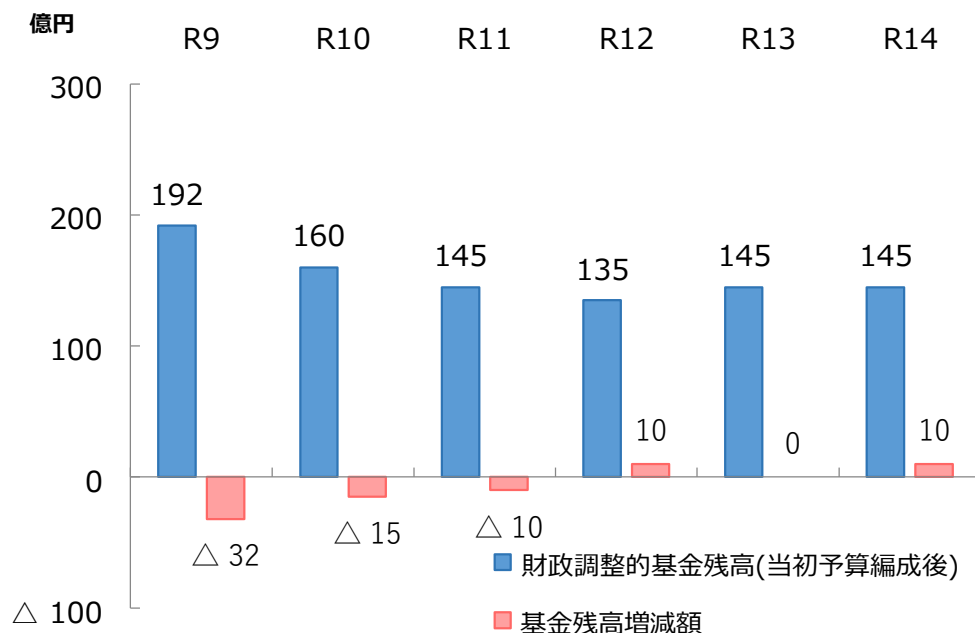
学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の運用保守契約を更新

委託先：民間事業者



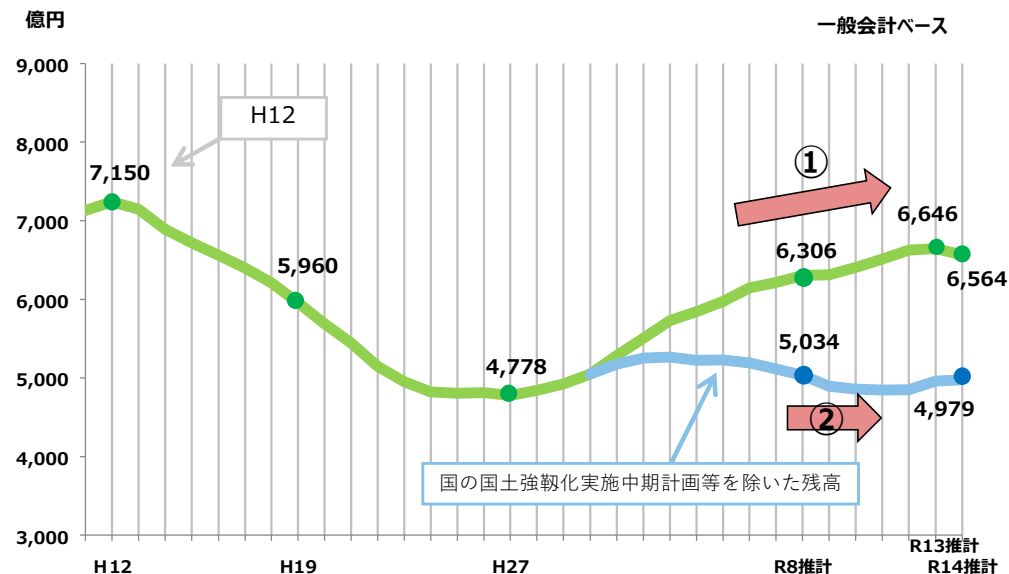
今後の財政収支の見通しについて

令和14年度までの財政収支の見通し



⇒ 安定的な財政運営に一定の見通し

令和14年度までの県債残高（臨財債除く）の見通し



- ⇒ ① 国の国土強靱化実施中期計画（～R12）の活用等によりR13年度にかけて増加
 ② 国土強靱化実施中期計画等除きでは、横ばいで推移

中長期推計のポイント

1

今後想定される大規模事業等を踏まえても、事業の効率化や平準化を図る取組を行うことで、財政調整的基金の残高が確保され、安定的な財政運営に一定の見通しを立てることができている。一方、昨今の金利上昇を踏まえ、今後の予算編成にあたっては、金利の動向にも留意する必要。

2

県債残高は、国の国土強靱化実施中期計画の活用等により令和13年度にかけて増加。しかしながら、地方交付税措置率の高い国の国土強靱化実施中期計画分等を除くと、南海トラフ地震対策を含む必要な投資事業を実施しても、中期的には近年の水準を維持できる見込み。

3

本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右されるため、引き続き、国に対して積極的な提案を実施。また、県勢浮揚に向けた施策を着実に実行しつつ、交付税措置率の高い県債の優先活用や事務事業の見直し、デジタル化の推進を徹底し、施策の有効性や効率性を一層高めていく必要。

高知県若者県内転職支援拠点「キャリアカフェこうち」の開設について

県は、転職を検討している県内在住の若者に、県内の様々な仕事の紹介やアドバイスを行う相談窓口「**キャリアカフェこうち**」を**9月18日(金)に開設**します。

「キャリアカフェこうち」の概要

住所	高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター 4 階
運営主体	一般社団法人 高知県U I ターンサポートセンター ※(株)東京リーガルマインドに相談業務を委託
受付時間	平日(月～金) 8:30～18:00 ※平日夜間および土曜日(月2回)にも予約制の相談会を開催!
相談体制	専門のキャリアコンサルタント3名が常駐
お問合せ先	電話: 088-802-6507 メール: kochi@careercafe-kochi.jp



こんな方をお待ちしております!

- ◎ 転職を検討している県内在住の方
- ◎ 高知にはどんな仕事(業種・職種)や企業があるのか知りたい方
- ◎ 自分に合った雇用条件や働き方が実現できる企業を見つけたい方
(給与・休日、ワークライフバランスなど)

こんなサポートができます!

- ◎ 相談者の経験やスキル、希望条件に合った県内企業の求人をご紹介します。
- ◎ 採用エントリー書類の作成から面接日程の調整まで、転職活動を幅広くサポートします。
- ◎ キャリアコンサルタントが転職活動の不安や悩みの解決をお手伝いします。

高知県若者県内転職支援拠点
キャリアカフェこうち

若者のための
県内転職相談窓口

あなたの「これから」を、一緒に考える場所。

9月18日OPEN



今後の財政収支の試算について

R8. 9

財政収支の試算の概要

(1) 目的

「県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立」を図るため、財政収支の試算を行いました。

(2) 試算の前提条件

【歳入】

- 令和7年度の決算剰余金を反映。
- 一般財源は、国の「令和9年度地方財政収支の仮試算」を踏まえ試算。

【歳出】

- 人件費の基礎となる職員総数については、現行体制で推計。退職手当を含む人件費は定年引上げ等を反映。
- 社会保障関係経費（扶助費含む）は年2.2%増（過去の実績を基に推計）、公債費は積み上げ。
- 普通建設事業費は以下のとおり推計。
 - ①通常分：令和8年度と同程度の水準。
 - ②国の国土強靱化実施中期計画分：令和8年度当初予算と令和7年度12月補正予算を合計した、実質的な当初予算ベースを基準とし、国の予算措置を踏まえて推計。
 - ③大規模事業分：個別に積み上げ。

(3) 試算の結果

＜令和14年度までの財政運営＞

- 今後想定される大規模事業等を踏まえても、事業の効率化や平準化を図る取組を行うことで、財政調整的基金の残高が確保され、安定的な財政運営に一定の見通しを立てることができました。
- 臨時財政対策債を除く県債残高は、国の国土強靱化実施中期計画の活用等により令和13年度にかけて増加。しかしながら、地方交付税措置率の高い国の国土強靱化実施中期計画分等を除くと、南海トラフ地震対策を含む必要な投資事業を実施しても、中期的には近年の水準を維持できる見込みです。
- 一方、国における財政健全化に向けた取り組みや、今後の社会保障制度及び税制改革の論議、税収等の動向に大きく左右されることになるため、今回の推計の前提条件は大きく変動する要素を持っています。
- こうした点を踏まえ、今後の具体的な財政運営については毎年の当初予算編成の中で決定していくこととなります。

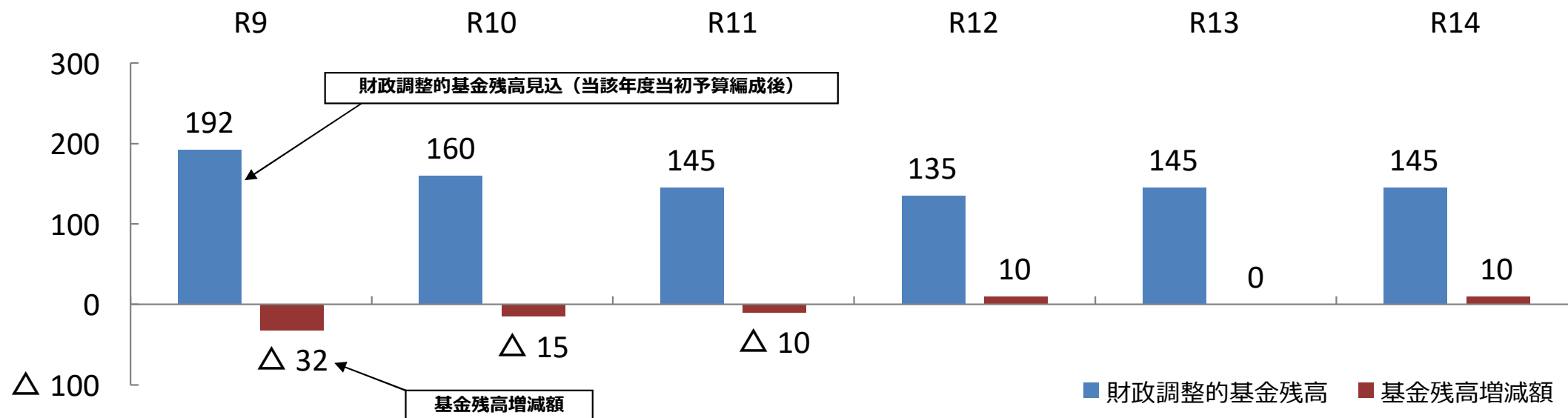
(4) 令和9年度当初予算編成の考え方

- 令和9年度当初予算編成に向けては、上記の試算結果を踏まえ、適宜必要な見直しを行いつつ、施策の有効性や効率性を一層高めるため、交付税措置率の高い県債の優先活用や事務事業の見直し、デジタル化の推進を徹底し、「県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立」を図る対応策を検討してまいります。

今後の財政収支の試算

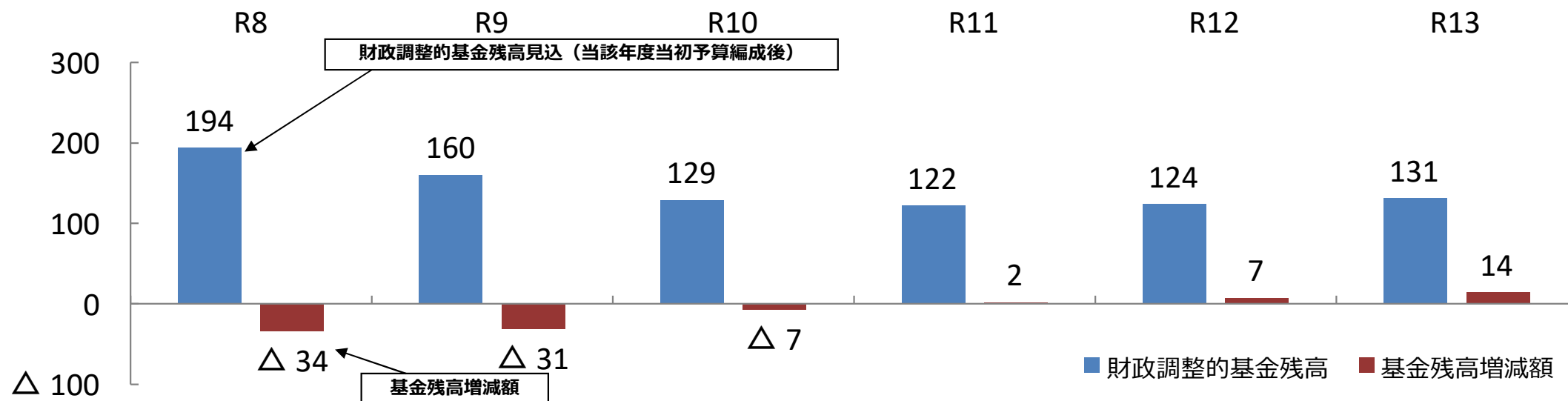
R8.9月推計

(単位：億円)



【参考】R7.9月推計

(単位：億円)



注1) 財政調整的基金：財政調整、減債ルール外等

注2) この試算はあくまで見込みであり、今後の地方財政対策等の動向により大きく変動する可能性がある。

試算の前提条件

R7.9推計

(1) 歳入

① 一般財源

(ア) 県税及び地方消費税清算金、地方譲与税

○県税及び地方消費税清算金

R8：総務省推計値（令和8年度地方財政収支の仮試算）により算出

R9以降：内閣府推計値（名目成長率）

○地方譲与税

R8：総務省推計値（令和8年度地方財政収支の仮試算）により算出

R9以降：内閣府推計値（名目成長率）

(イ) 地方交付税及び臨時財政対策債

○普通交付税・臨時財政対策債

R8：総務省推計値（令和8年度地方財政収支の仮試算）を参考に、
過去の実績（過去の地方財政収支の仮試算と本県の当初予算を比較
して伸び率を設定）により算出

R9以降：R8と同程度に一般財源総額が伸びると仮定して算出

○特別交付税 R8以降：26億円

(ウ) 決算剰余金・補正予算の反映

決算剰余金10億円、効率的な予算執行に伴う基金取崩取り止め54億円

(エ) その他 R7当初予算ベース

② 特定財源

(ア) 歳出の財源構成と連動

(イ) 基金繰入金

○減債基金 償還ルール分及び満期一括償還への積立分繰入

R8.9推計

(1) 歳入

① 一般財源

(ア) 県税及び地方消費税清算金、地方譲与税

○県税及び地方消費税清算金

R9：総務省推計値（令和9年度地方財政収支の仮試算）により算出

R10以降：内閣府推計値（名目成長率）

○地方譲与税

R9：総務省推計値（令和9年度地方財政収支の仮試算）により算出

R10以降：内閣府推計値（名目成長率）

(イ) 地方交付税及び臨時財政対策債

○普通交付税・臨時財政対策債

R9：総務省推計値（令和9年度地方財政収支の仮試算）を参考に、
過去の実績（過去の地方財政収支の仮試算と本県の当初予算を比較
して伸び率を設定）により算出

R10以降：R9と同程度に一般財源総額が伸びると仮定して算出

○特別交付税 R9以降：26億円

(ウ) 決算剰余金・補正予算の反映

決算剰余金10億円、効率的な予算執行に伴う基金取崩取り止め54億円

(エ) その他 R8当初予算ベース

② 特定財源

(ア) 歳出の財源構成と連動

(イ) 基金繰入金

○減債基金 償還ルール分及び満期一括償還への積立分繰入

R7.9推計

(2) 歳出

① 経常的経費

○人件費 職員総数は現行体制、退職手当は定年引上げを反映
退職手当を除く人件費は総務省推計値（令和8年度地方財政収支の仮試算）及び内閣府推計値（賃金上昇率）により算出

○扶助費 伸び率0.5%（過去の実績に基づく推計）

○公債費

既存借入分：積上げ

新規発行分：下記条件で推計

- ・資金区分 政府資金は公共、災害、住宅、学校、緊急防災
- ・償還年限

政府資金：20年定時（うち据置3年）

縁故資金：10年定時（うち据置3年）、満期一括（5年）

- ・満期一括の積立金を計上 3年据置、毎年6%を17年間積立
- ・金利 1.000～1.700%

長期金利は内閣府推計値（名目長期金利）に基づく推計

○その他経費

- ・積上経費 個別積上（うち社会保障関係費は、伸び率0.5%）
（参考：内閣府推計値 伸び率1.6%）
- ・上記を除く通常分 R7と同額

② 投資的経費

(ア) 普通建設事業費

○通常分：R7と同程度の水準

○国の国土強靱化実施中期計画分：令和7年度当初予算と令和6年度12月補正予算を合計した、実質的な当初予算ベースを基準とし、国の予算措置を踏まえて推計

○大規模事業分：個別に積み上げ

(イ) 災害復旧事業費 伸び率 0.0%

R8.9推計

(2) 歳出

① 経常的経費

○人件費 職員総数は現行体制、退職手当は定年引上げを反映
退職手当を除く人件費は総務省推計値（令和9年度地方財政収支の仮試算）及び内閣府推計値（賃金上昇率）により算出

○扶助費 伸び率2.2%（過去の実績に基づく推計）

○公債費

既存借入分：積上げ

新規発行分：下記条件で推計

- ・資金区分 政府資金は公共、災害、住宅、学校、緊急防災
- ・償還年限

政府資金：20年定時（うち据置3年）

縁故資金：10年定時（うち据置3年）、満期一括（5年）

- ・満期一括の積立金を計上 3年据置、毎年6%を17年間積立
- ・金利 1.700～3.000%

長期金利は内閣府推計値（名目長期金利）に基づく推計

○その他経費

- ・積上経費 個別積上（うち社会保障関係費は、伸び率2.2%）
（参考：内閣府推計値 伸び率2.5%）
- ・上記を除く通常分 R8と同額

② 投資的経費

(ア) 普通建設事業費

○通常分：R8と同程度の水準

○国の国土強靱化実施中期計画分：令和8年度当初予算と令和7年度12月補正予算を合計した、実質的な当初予算ベースを基準とし、国の予算措置を踏まえて推計

○大規模事業分：個別に積み上げ

(イ) 災害復旧事業費 伸び率 0.0%

今後の財政収支の試算（R9～14）で見込む主な大規模事業

部 局 名		事業費	(単位：億円)			事業期間
			財源内訳			
項 目	一般財源		県債	その他		
健康政策部		14.1	4.7	1.4	8.0	
	医療施設耐震化	11.1	4.6		6.5	R9～14
	動物愛護センター整備	3.0	0.1	1.4	1.5	R9
観光振興スポーツ部		210.0	23.7	186.3		
	新県民体育館整備等	210.0	23.7	186.3		R9～10
農業振興部		29.8	1.7	15.3	12.8	
	新食肉センター整備	29.8	1.7	15.3	12.8	R9～10
林業振興・環境部		12.4	3.1	9.3		
	牧野植物園整備	5.3	1.3	4.0		R9～10
	新たな管理型最終処分場整備	7.1	1.8	5.3		R9
土木部		575.9	47.3	398.2	130.4	
	8の字関連事業	453.6	34.3	308.7	110.6	R9～14
	高規格道路等建設促進事業	18.2	4.5	13.7		R9～14
	春遠ダム建設	39.8	2.0	18.0	19.8	R9～14
	高知港海岸 直轄事業（三重防護）	64.3	6.5	57.8		R9～13
教育委員会		111.1	20.6	86.9	3.6	
	県立学校空調設備整備	93.3	16.8	76.5		R9～14
	教育センター・中部教育事務所複合化	13.9	3.5	10.4		R9～11
	保育所・幼稚園等に対する高台移転補助	3.9	0.3		3.6	R9～11

※本調書は今後想定される事業の積み上げであり、事業の実施に際しては各年度の当初予算を編成する中で、事業の緊急性、優先度、県民ニーズ、財政状況などに留意し決定するものである。 5